

資料2 クラブと支援員に求められる業務と役割

～「放課後児童クラブ運営指針」（平成27年4月・厚生労働省）から抜粋し整理

<p>第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容 ○それぞれの子どもの発達の特徴や子ども同士の関係に応じた様々な援助（自ら進んで通所、見通しを持って主体的に生活、基本的な生活習慣の習得、発達段階に応じた遊びや生活、自分の気持や意見を表現 他） ○子どもの出欠席と心身の状態の把握 ○栄養や活力に必要なおやつを提供 ○安全安心な環境整備、緊急時の対応 ○障害児が他の子と共に成長できるようにする見通しを持った計画的な支援 ○児童虐待への対応（運営主体との協議、市町村及び児相への通告、関係機関との連携 他） ○家庭との協力（日常的な情報共有、保護者との信頼関係構築 他） 他</p>	<p>例えば…</p> <p>（保育前）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清掃、安全点検 ・保育準備、おやつ準備 ・事例検討 ・支援員間の情報共有 ・学校との連絡 他 <p>（保育後）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者対応 ・子どもの情報共有 ・事例検討 ・清掃、安全点検 他 <p>（随時）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新1年生対応（家庭訪問、学校連携、保育園等連携など） ・地域や保護者組織との連携 ・行事（準備、実施、片付け） ・研修 他
<p>第4章 放課後児童クラブの運営 ○「放課後児童支援員等の勤務時間については、子どもの受け入れ準備や打合せ、育成支援の記録作成等、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定されることが求められる。」</p>	
<p>第5章 学校及び地域との関係 ○学校との情報交換・共有、職員同士の交流を日常的・定期的・積極的に行う ○新1年生に関して、保育所や幼稚園等と情報交換・共有を行う ○町内会や民生委員・児童委員等の地域組織や関係機関と情報共有や連携した取り組みを行う 他</p>	
<p>第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策 ○備品・遊具・図書・医療品等の整備、日常的な衛生管理 ○室内外の安全を毎日点検・補修、事故防止策の策定・共有 ○おやつ時の事故防止 ○年2回以上の災害対応訓練、不審者対策 他</p>	
<p>第7章 職場倫理及び事業内容の向上 ○全ての支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組む ○育成支援の内容の向上 ○子どもや保護者等からの要望や苦情への迅速適切・誠意ある対応と職員間での共有 ○事例検討 他</p>	

第7章 職場倫理及び事業内容の向上

- 組織的に取り組む
- 育成支援の内容の向上
- 保護者対応と職員間での共有
- 事例検討、育成支援に当たっての課題等について意見交換を行うことにより、事業内容を向上
- 運営主体
-

第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

- 放課後児童クラブは、年齢や発達の状況が異なる多様な子ども達と一緒に過ごす場であり、放課後児童支援員等には、それぞれの子どもの発達の特徴や子ども同士の関係を捉えながら適切に関わることで、一人ひとりと集団全体の生活を豊かにすることが求められる。
- 育成支援に当たって、放課後児童支援員等に求められる主な内容。
 - ①子どもが自ら進んで放課後児童クラブに通い続けられるようにする援助
 - ②子どもの出欠席と心身の状態を把握した適切な援助
 - ③子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるようにする援助
 - ④日常生活に必要な基本的な生活習慣を習得できる王にする援助。
 - ⑤子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるようにする援助
 - ⑥子どもが自分の気持ちや意見を表現できるようにする援助
 - ⑦子どもにとって放課後の時間帯に栄養面や活力面から必要とされるおやつの適切な提供
 - ⑧子どもが安全に安心して過ごすことができるような環境の整備や緊急時に適切な対応ができるようにする援助
 - ⑨放課後児童クラブでの子どもの様子を日常的に保護者に伝え、家庭と連携した育成支援

○障害のある子どもへの対応については、包容・参加（インクルージョン）の考え方に立ち、放課後児童クラブを利用する機会が確保されるように適切な配慮及び環境整備を行い、可能な限り受入れに努めるとともに、放課後児童クラブでの子ども達との生活を通して共に成長できるように、見直しを持って計画的な育成支援を行う。

○児童虐待が疑われる場合には、放課後児童支援員等は各自の判断だけで対応することは避け、運営主体の責任者と協議のうえで、市町村又は児童相談所に速やかに通告し、関係機関と連携して適切な対応を図らなければならない。

○放課後児童支援員等は、子どもの家庭環境についても配慮し、家庭での養育について特別の支援が必要な状況を把握した場合には、子どもと保護者の安定した関係の維持に留意しつつ、市町村や関係機関と連携して適切な支援につなげるように努める。

○子どもの遊びや生活の様子を日常的に保護者に伝え、子どもの状況について家庭と情報を共有するとともに、育成支援を通じて保護者との信頼関係を築くことに努める。

第4章 放課後児童クラブの運営

○放課後児童クラブには、年齢や発達の状況が異なる子どもを同時にかつ継続的に育成支援を行う必要があること、安全面での管理が必要であること等から、支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置くこととし、その勤務時間については、子どもの受け入れ準備や打合せ、育成支援の記録作成等、開所時間の前後に必要となる時間を前提として設定されることが求められる。

第5章 学校及び地域との関係

○子どもの生活の連続性を保障するために、学校との情報交換や情報共有、職員同士の交流を、日常的、定期的に積極的に行い、その実施に当たっては、個人情報や秘密の保持についてあらかじめ取り決めておく。

○新1年生の子ども達の発達と生活の連続性を保障するために、保育所、幼稚園等と子どもの状況について情報交換や情報共有を行う。

○放課後児童クラブに通う子どもの生活について地域の協力が得られるように、自治会・町内会や民生委員・児童委員（主任児童委員）等の地域組織や子どもに関わる関係機関等と情報交換や情報共有、相互交流を図るとともに、事故、犯罪、災害等から子どもを守るため、値域住民と連携、協力して子どもの安全を確保する取り組みを行う。

第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

- 衛生及び安全が確保された設備を備え、生活に必要な備品、遊具及び図書を備える。また、日常の衛生管理に努め、医療品を備える。
- 事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修等を行うとともに、その防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、他後児童支援員等の間で共有する。
- おやつを提供に際して、食物アレルギー事故、窒息事故等を防止するため、放課後児童支援員等は応急対応について学んでおく。
- 運営主体は、市町村との連携のもとに災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、定期的に（少なくとも年2回以上）訓練を行うなどして適切かつ迅速に対応できるようにしておく。また、外部からの不審者等の侵入防止の措置や訓練などの対応を図る。